

「横浜健康経営認証」事業実施要綱

制定 平成 28 年 11 月 1 日 健保事第 2136 号（局長決裁）
最近改正 令和 2 年 6 月 29 日 健保事第 860 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、第 2 期健康横浜 2 1（健康増進計画）に基づき、働く世代の健康づくりを推進することを目的に、経営者が従業員を人的資本ととらえ、経営者による戦略的な健康づくり事業を通じて、従業員の活力向上と生産性の向上により組織の活性化をめざす経営手法である「健康経営」の考え方を取り入れ、事業所内での健康づくりを積極的に進める市内事業所を「横浜健康経営」事業所に認証し、広く取組事例等の普及・啓発を進める、横浜健康経営認証事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1） 市内事業所

「市内事業所」とは、市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有する事業（NPO 法人、公益法人等を含む）をいう。

（2） 委員会

「委員会」とは、健康横浜 2 1 推進会議運営要綱第 7 条第 1 項に基づき、健康横浜 2 1 推進会議の部会として設置する「横浜健康経営認証委員会」をいう。

（事業内容等）

第 3 条 本事業の内容は次の各号のとおりとする。

- （1） 「横浜健康経営認証」事業所の募集に関する事。
- （2） 本事業に申し込んだ市内事業所（以下「応募事業所」という。）の認証等の審査に関する事。
- （3） 認証を受けた市内事業所に対する、取組の継続的な支援に関する事。
- （4） その他本事業の実施に必要な業務に関する事。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（応募資格）

第 4 条 応募資格は、営利・非営利は問わず、次の各号の要件に適合する市内事業所とする。

- (1) 法人市民税及び事業所税を滞納していないこと。
- (2) 過去5年間に重大悪質な事案で労働安全衛生法などの従業員の健康管理に関連する法令等に違反し、処分等を受けていないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと。
- (4) 代表者の他に従業員が1名以上いること。

(応募)

第5条 本事業に申込をする者は、次の各号に掲げる書類を市長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 横浜健康経営認証応募用紙 (第1号様式)
- (2) 前号のほか、市長が必要と認める書類

(認証)

第6条 認証は、次の各号の手続きを経て基準に該当するものについて、委員会の審査結果に基づき、市長が決定する。

- (1) 事務局による応募書類の審査
- (2) 委員会における審査
- (3) 応募事業所への電話ヒアリング
- (4) 応募事業所への訪問ヒアリング

2 認証の手続きは、前項第1号及び第2号を必須とし、必要に応じて前項第3号または第4号を行う。

3 第1項第2号の審査は、応募事業所により提出された資料等を基に、委員会において審議し、その取組状況に応じて、「認証外」、「クラスA」、「クラスAA」、「クラスAAA」に区分する。

4 認証区分は、次のとおりとする。

- (1) クラスA
健康経営の概念を理解し、経営者自らが健康経営宣言や発信を行っているもの
- (2) クラスAA
前号に加え、健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握、具体的な取組を実施しているもの
- (3) クラスAAA
前号に加え、健康経営の取組結果を評価し、次の取組につなげているもの
- (4) 認証外
第1号に満たないもの

(認証の通知)

- 第7条 市長は、第6条第4項第1号から第3号の認証区分に該当する事業所（以下「認証事業所」という。）に対し、「横浜健康経営認証通知書」（第2号様式）によりその旨を通知するものとし、後日認証状を交付できるものとする。
- 2 市長は、第6条第4項第4号の認証区分に該当する事業所に対し、「横浜健康経営認証通知書」（第3号様式）によりその旨を通知するものとする。

(副賞)

- 第8条 市長は、認証事業所に対して、副賞を贈ることができる。

(認証期間及び再認証)

- 第9条 認証期間は、応募の翌年度の4月1日から2年間とする。
- ただし、認証期間中に区分変更を目的として再度応募することを妨げるものではない。
- 2 認証事業所は、認証期間が満了する年度に、再度申請し、審査を受けることで認証を継続することができる。
- 3 平成31年4月1日から認証期間となる事業所の認証期間については、第1項に関わらず3年間とする。

(認証マーク等)

- 第10条 認証事業所は、本市が定める「認証マーク」を利用することができる。ただし、その使用の際には、別に定める方法により、認証年度及び認証期間を明らかにすることとする。
- 2 認証事業所は、「横浜健康経営」及び「健康経営」の文言を第1条に定める趣旨以外の目的で使用してはならない。特に自らの事業所の商品等を横浜市が推奨すると誤解を与えるような使用をしてはならない。

(認証の取消)

- 第11条 市長は、申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断する場合に、一度認証された事業所の認証を取り消すことができる。
- 2 市長は、認証事業所が認証期間内に、重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合など、認証を取り消すことができる。
- 3 市長は、認証後に第4条の応募資格を満たさない事案が生じた場合には、一度認証された事業所の認証を取り消すことができる。
- 4 市長は、前3項に従い認証の取消を実施するにあたり、委員会の意見を聴取することができる。

(事務局)

第12条 この要綱に定める事務は、健康福祉局保健事業課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。